パラメータ発明の拒絶理由への対応策

中国審査実務と日本の比較検討

作成日：2026 年 11 月 3 日　更新日：2026 年 11 月 4 日

作成：Manus AI

中国と日本に共通する基本対策は、パラメータを測れるようにするだけでなく、その範囲の製品を作る手段と、数値範囲が課題の解決につながる根拠を出願時に開示することである。ただし、日本では「合理的な疑い」に基づく新規性・進歩性の審査の運用と、数値限定の臨界的意義が必要になる条件を区別する必要がある。中国では、無効審判段階で請求項をさらに限定する際の制約を見越し、減縮候補を従属請求項にも用意することが特に重要になる。[3] [4] [5] [6] [7] [11]

本書は、朱丹・王銘浩「中国審査実務におけるパラメータ発明に関わる拒絶理由への対応策」（『パテント』2026 年、Vol.79、No.9、51–62 頁、参考文献[1]。以下「対象論文」）の論点を、日本の審査基準・審査ハンドブックと比較したものである。中国の個別審決・判決について、対象論文から紹介する内容はその旨を明記し、一般的な審査基準と区別した。日本の 2026 年 7 月改訂、中国の 2026 年施行改訂も考慮している。[1] [9] [12]

1. 請求項の記載形式と拒絶理由の切り分け

1.1　パラメータによる特定は両国で認められる

ここでいうパラメータ発明は、粒径、粘度、組織密度、物性値、複数の変数の比や数式などを用いて発明を特定するものを指す。数値を用いる発明のうち、構造・組成を間接的に表すものと、達成する性能を表すものでは、審査上問題となる点が異なる。[1] [3] [6]

中国審査指南は、製品の技術的特徴を構造的特徴で明確に限定できない特別な場合に、物理・化学パラメータによる限定を認める。パラメータは、明細書の教示又は当該分野の慣用手段により、当業者が明確かつ確実に確定できるものでなければならない。化学製品についても、名称・構造式・組成では明確に特定できない場合のパラメータによる特定を規定している。[11]（第二部分第二章 3.2.2、第十章 4.3）

日本では、物の発明について、構造・組成だけでなく、作用、機能、性質、特性等による表現も許容される。パラメータによる特定に、中国の上記規定と同じ意味で「構造で書けない特別な場合」という前提を一般的に要求するわけではない。ただし、発明が明確に把握でき、実施可能要件・サポート要件を満たすことは必要である。[3]（2.3、4.1）

1.2　同じデータでも証明すべき事項は異なる

日本では、明確性は特許法 36 条 6 項 2 号、実施可能要件は 36 条 4 項 1 号、サポート要件は 36 条 6 項 1 号に基づく。新規性は 29 条 1 項、進歩性は 29 条 2 項に基づく。中国では、十分な開示は専利法 26 条 3 項、明確性・サポートは 26 条 4 項、新規性・進歩性は 22 条に基づく。[2] [10]

「測定値の意味が分からない」は主に明確性の問題である。「測定はできるが、その範囲の製品をどう作るか分からない」は実施可能要件の問題である。「作れる例はあるが、請求した広い範囲ま

で課題が解決されると認識できない」はサポート要件の問題となる。さらに、公知品が同じパラメータを既に満たすかは新規性、相違する値や範囲を容易に選べるかは進歩性の問題になる。[3] [4] [5] [6]

したがって、拒絶理由への応答では、単に「効果が優れる」と説明するのではなく、どの要件について何を証明する資料なのかを明示すべきである。新規性の反証に役立つ追試でも、出願時の実施可能性やサポートの欠落まで当然に解消できるわけではない。

2. 明確性：定義・測定条件・範囲判定を一義的にする

2.1 中国の事例と日本の判断

対象論文が紹介する無効審決第 53229 号では、樹脂組成物の「バリ長さ」の測定対象について明細書と図面の記載に不整合があり、さらに、請求項に記載された成型条件の範囲内の「いずれかの条件」で基準を満たせばよいのか、「いずれの条件でも」満たす必要があるのかを確定できない点が問題となった。これは、測定対象の定義と試験条件の意味が別々の問題であることを示す。[1]（52–53 頁）

日本でも、明細書・図面と出願時の技術常識を考慮して、パラメータの定義、試験方法、測定方法の意味を当業者が理解できなければ明確性違反となる。審査基準は、原則として標準的な特性を用い、非標準的な特性を使う場合には、その定義・測定方法と、請求項の特性がそれらによることを明確にするよう求めている。[3]（4.1.1(1)）

測定手順が定まっていても、機能・特性による特定が技術的に十分でないことが出願時の技術常識から明らかで、発明を明確に把握できない場合には、日本では別の明確性の問題が生じ得る。ただし、単に技術的意味が説明不足というだけで適用するのではなく、審査官は特定事項が不足することの根拠となる技術常識を示す必要がある。[3]（2.2(2)b、4.1.1(2)）

2.2 規格を引用しただけで十分とは限らない

対象論文では、安息角について GB 規格を引用した事例と、CPVC について定義・計算式・JIS に基づく測定が認められた事例を対比し、規格に従う測定に対して異なる審判判断が示されたと述べる。この対比は、標準規格を引用すれば必ず明確性を満たすという保証ではなく、指摘された不確定要素が規格によって実際に解決されているかを確認する必要があることを示す。[1]（53 頁）

もっとも、対象論文は無効審決第 564757 号について、引用規格 GB11986-1989 にはサンプリング方法、5 回の測定結果の平均値を採用すること、測定温度・湿度が既に規定されていると説明する。そのうえで、これらの規定では不十分とする理由が審決に示されていない点に疑問を呈し、論文執筆時点では行政訴訟の結果を見守るとしている。したがって、この事例を標準規格に基づく測定を一般的に否定する確立した判断として扱うことは適切でない。 [1]（53 頁）

日本の審査における拒絶理由への応答でも、規格番号に加えて適用版、採用する測定方式、試料の状態、前処理、温湿度、測定回数、平均値の扱い等を確認する。これらをすべて請求項に列挙することが常に必要なわけではないが、方式の選択で範囲判定が変わる条件は、出願時の明細書に記載することが望ましい。通常の測定誤差があることと、測定方式・定義が不明であることは区別して反論する。[3]（2.1、4.1.1(1)）

2.3　拒絶理由への具体的対応

まず、定義と測定方法に関する当初明細書の記載を示し、図面を含めた整合性を説明する。次に、引用規格の該当箇所や出願時の技術常識によって、審査官が挙げた不確定要素を解消できるかを検討する。測定方法が複数ある場合には、それらが同じ値を与えるのか、異なる値を与えるなら本願でどれを採用しているのかを明らかにする。

日本で測定法や定義を補正する場合は、単に「一般に使われる方法だから」という理由だけでは足りない。その方法が当初明細書等から導かれることが必要であり、出願後に新しい測定法を選んで範囲を作り直す補正は新規事項追加の問題を生じる。矛盾する記載のうち正しいものが当初から明らかである場合の整合化と、出願後に意味を選択することは区別する。[8]（2、3.2、3.3.2(3)・(4)）

3. 新規性：パラメータが未記載でも公知品と同じなら足りない

3.1　中国の同一性推定と日本の「合理的な疑い」

中国審査指南では、パラメータが製品に異なる構造・組成を与えるかを検討する。当業者が当該パラメータによって本願製品と引用製品を区別できない場合には、両製品を同一と推定する扱いが規定されている。対象論文は、原料・加工プロセスの類似など、推定の具体的な根拠も実務上提示されると説明している。[11]（第二部分第三章 3.2.5、第十章 5.3） [1]（54 頁）

日本でも、新たなパラメータを発見して公知品に付記しただけでは、その物の新規性は生じない。他方、物を実際に限定する特性は対比対象となる。特性による特定のため引用発明との厳密な対比ができない場合には、新規性又は進歩性が否定されるとの「一応の合理的な疑い」があるときに限り拒絶理由を通知し、その疑いの根拠を説明する。[6]（2.1、2.2、6.1）

日本の審査ハンドブック 3219・3220 は、この特例の適用条件と応答の扱いを具体化している。通常の対比ができる場合には通常の手法を用いる。引用文献にパラメータの数値が書かれていないという理由だけで、新規性を認める又は否定するものではない。反論・釈明後、審査官が新規性・進歩性を欠くとの心証を得られない場合は拒絶理由が解消するが、反論書を提出しただけで自動的に解消するわけではない。[7]（3219・3220）

この「合理的な疑い」は、審査で厳密な対比が困難な場合の特例である。無効審判・訴訟における証明の扱いまで、同じ表現で一括して説明しないことが適切である。

3.2　対象論文の事例から得られる反証方法

対象論文の無効審決第 560904 号では、ポリアリーレンエーテル共重合体の固有粘度に対し、原料の構造の相違が分子鎖の状態に影響することを理由として、引用例と同じ固有粘度であるとは確認できないとされた。一方、第 584361 号のアルミニウム合金材では、組織パラメータに重要な冷却速度を含む加工工程が引用例と共通することが、新規性を否定する根拠になったと紹介されている。[1]（54–55 頁）

日本でも、原料や工程の違いを挙げるだけでなく、それが分子量、結晶組織、粒径分布等にどう作用し、請求項のパラメータにどのような差を生むかを具体的に説明することが有効である。反証実験を行う場合は、引用例を忠実に再現し、本願と同じ測定条件で比較する。再現条件、試料の同一性、測定結果とばらつきを開示しなければ、都合のよい条件で引用品を作り替えたとの疑問が残る。[6] [7]

新規性に必要なのは、引用発明との実質的な相違であり、境界で効果が急変することの証明ではない。対象論文が重視する「パラメータの限定作用」を日本で説明する際も、その特性がどの物を除外するかを示すべきであり、顕著な効果の立証だけで代替してはならない。[3]（2.1(2)） [6]（2.1、2.2）

4. 進歩性：最適化ではない理由と効果の予測困難性を示す

4.1 中国の三歩法と日本の容易想到性判断

中国では、最も近い先行技術を確定し、相違する特徴と実際に解決する技術課題を認定したうえで、先行技術にその解決への技術的示唆があるかを検討する三歩法が基本となる。対象論文は、パラメータと効果の関係を明細書から確認できないと、課題が単に類似製品の提供と認定され、進歩性の主張が弱くなることを指摘する。[1]（55–57 頁） [11]（第二部分第四章 3.2.1.1）

中国の局令第 84 号は 2026 年 1 月 1 日に施行され、第二部分第四章 6.4 に、進歩性に貢献する特徴を請求項に記載すること、課題解決に貢献しない特徴を追加しても通常は進歩性に影響しないことを明示した。これは、パラメータの技術的貢献を説明する重要性を補強する。ただし、進歩性への貢献の評価と、新規性でその特性が物を限定するかという判断は区別する。対象論文が引用するパラメータの明確性・新規性に関する主要条節自体は、この改訂で直接変更されていない。[12]

日本でも、主引用発明との相違点を認定し、動機付け、設計変更・最適化、阻害要因、有利な効果等から容易想到性を判断する。パラメータの名称が新しいことだけでは、非容易性の根拠にはならない。2026 年 7 月改訂では、進歩性判断の阻害要因等について記載が明確化されており、具体的な技術上の不都合や、引用例の目的に反する変更となる点も検討すべきである。[13]（3） [9]

4.2 日本で臨界的意義が必要になる場合

日本の審査基準は、主引用発明との相違が数値限定のみの場合、実験的に数値範囲を最適化・好適化することは通常の創作能力の発揮であり、通常は進歩性を欠くとする。ただし、限定範囲内の効果が、引用証拠に開示されていない有利な効果で、異質又は同質でも際立って優れ、出願時の技術水準から予測できない場合には進歩性を認める。この効果の顕著性は、範囲内の全ての部分について必要となる。[6]（6.2）

数値限定の有無のみが相違し、課題が共通する場合は、範囲の内外で効果に量的に顕著な差があること、すなわち臨界的意義が求められる。一方、課題が異なり、有利な効果が異質である場合には、数値限定の臨界的意義は求められない。構造・組成等にも相違がある場合には、数値限定のみを取り出してこの条件を機械的に適用せず、発明全体について検討する。[6]（6.2） [13]

したがって、「パラメータ発明では常に閾値で効果が急変する必要がある」という理解は正確でない。まず本願の相違点と課題を確定し、その事案で必要となる効果の立証を設計する。

4.3 実施例・比較例の設計と応答

対象論文では、調味料の pH と香気保持の関係について範囲外の比較例がなかった事例や、研磨パッドの組成とパラメータの組合せによる作用を十分に示せなかった事例が紹介される。これらは、効果がある試料を示すことと、その効果が相違点に由来することを示すことが異なる点を示唆する。[1]（56–57 頁）

日中共通の実験設計として、組成等をそろえたうえでパラメータを変える比較、パラメータをそろえたうえで組成等を変える比較、最も近い引用例との比較が有用となる。複数の特徴の相互作用を主張する場合は、それぞれ単独では得られない効果を確認できる設計が望ましい。ただし、これらの比較をすべての案件に必須とする法的規則ではなく、主張する因果関係に応じて選択する。

日本の審査における拒絶理由への応答では、当初記載された効果のうち何が予測困難なのか、引用例のどの教示では本願の選択に至らないのかを説明する。数値だけを狭めて「最適値が違う」と述べるよりも、相違点の技術的役割と、通常の最適化では見いだせない理由を示すことが重要である。[6]（6.2） [13]（3）

5. 実施可能要件：所望の数値を測るだけでなく作れること

5.1 複数パラメータの同時制御

中国専利法 26 条 3 項は、当業者が発明を実施できるように明確かつ完全に説明することを求める。最高人民法院の司法解釈は、請求した技術的手段を実施できない場合、その手段では課題を解決できない場合、課題を解決できることを確認するために過度の労働を要する場合を、十分な開示を欠く状況として規定する。[10] [14]（6 条）

対象論文の無効審決第 567371 号では、互いに関連する粒径パラメータ等を所望の不等式に収める具体的な制御手段が不十分とされた。一方、第 50123 号では、異なる電極膜のパラメータについて一般的な影響要因の調整で実現できると判断されたと紹介される。違いは、単なるパラメータ数ではなく、その相互依存性と当業者による制御可能性にある。[1]（58–59 頁）

日本でも、明細書・図面と出願時の技術常識から実施方法を理解できず、期待できる程度を超える試行錯誤や複雑高度な実験が必要なら実施可能要件を満たさない。物の発明では、その物を作れ、かつ使用できることが必要である。非標準・非慣用の特性には定義・測定方法も必要となるが、測定手順の開示だけでは作り方の開示に代わらない。[5]（2、3.1.1）

5.2 拒絶理由への対応

複数のパラメータを規定する場合は、各値を変える操作因子、変化の方向、相互依存する値を同時に収める手順を説明する。出願時の明細書に、材料の選択、配合、処理工程、条件範囲、調整手順を記載しておくことが望ましい。「条件を適宜調整すればよい」という説明を用いる場合には、出願時の技術常識がどの範囲の調整を可能にするのかを示す。[1]（58–59 頁） [5]（3.1.1、3.2）

日本で拒絶理由を受けた場合には、審査官が実施できないとする請求範囲の部分を特定し、当初の製造例と技術常識からその部分まで実施できる根拠を説明する。単に予測困難な分野であるという一般論だけで否定することは適切でない。一方、出願後の実験で初めて発見した製造条件を提出して、当初の本質的な開示不足を補うことはできない。[5]（4.1、4.2）

6. サポート要件：全範囲の課題解決を合理的に説明する

6.1 中国の範囲過大の事例と日本の偏光フィルム事件

対象論文は、上限を設けない圧縮機の面積比について過大な値では課題を解決できないとされた中国最高人民法院の事例や、歯ブラシの撓み量の積について、実施例の範囲から請求項の上下限まで

効果を合理的に確認できないとされた事例を紹介する。下限・上限を定めたこと自体ではなく、その広さに対する技術的根拠が問われる。[1]（60 頁）

日本のサポート要件も、請求項に係る発明が、当初明細書において課題が解決できると当業者が認識できるように記載された範囲を超えるかで判断する。実施例の数値範囲と請求範囲が一致するかという形式的な比較だけではなく、説明と出願時の技術常識による一般化の可否を検討する。[4]（2.1、2.2）

代表例は、知財高裁平成 17 年 11 月 11 日・平成 17 年（行ケ）第 10042 号「偏光フィルムの製造法」大合議判決である。PVA フィルムの完全溶解温度と平衡膨潤度を用いた数式について、実施例 2 例と比較例 2 例から、その数式の範囲全体で所望の性能が得られると認識できる開示とはいえないと判断された。出願後の実験成績によって、その欠落を補うことも認められなかった。[15]

この判決から「実施例が 2 例なら不十分」「境界値の実測が必ず必要」という機械的な結論は導けない。数式と効果の関係を理解できる説明、又は具体例と技術常識から範囲全体を認識できる根拠があるかが重要である。[4] [15]

6.2　実施可能要件・進歩性との区別

日本の審査基準は、実施可能要件とサポート要件は内容・趣旨が異なり、一方に違反すれば必ず他方にも違反するわけではないと明記する。対象論文の「表裏一体」という説明は、両方が問題になる中国の事例の理解には役立つが、日本の二つの要件を同一視する根拠にはならない。[1]（60 頁・62 頁注 4） [5]（4.1.2）

また、サポート要件で必要な課題解決の認識と、進歩性で必要になる顕著な効果・臨界的意義は別の判断である。ある範囲で課題が解決されると認識できても、その範囲の選択が容易なら進歩性を欠き得る。逆に、特定点で驚くべき効果があっても、それだけで広い請求範囲のサポートが得られるわけではない。[4] [6]（6.2）

6.3　上下限・数式領域の設定と反論

日中共通の準備として、上下限の近傍、範囲内部、技術的に異なる材料群など、一般化を左右する箇所を意識して実施例を配置する。複数変数の数式では、単一変数の最小値・最大値だけでなく、組合せとして未検証の領域が残っていないかを確認する。全点の実験を求める趣旨ではなく、未測定領域に広げられる根拠を説明するためである。

日本の拒絶理由に対しては、まず認定された課題と不足部分が妥当かを検討し、明細書の全記載と出願時の技術常識により一般化可能であると説明する。審査基準は、特定の具体例にとらわれて必要以上に減縮を求めることや、単なる予測困難性の一般論だけで否定することを避けるよう求めている。ただし、説明が及ばない範囲は当初記載に基づく減縮を検討する。[4]（2.1、3.1、3.2）

7.　補充実験データ：既存の開示を裏付ける用途と限界

中国では、化学分野の発明特許出願について、審査指南第二部分第十章 3.5 が出願日後に提出する補充実験データを審査対象とする一方、そのデータが証明する技術的効果は、当業者が出願書類の開示から得られるものでなければならないとする。最高人民法院の司法解釈にも、医薬品特許の出願人・権利者が提出する補充実験データを審査する規定がある。これは、出願時に存在しない発明

の効果や実施手段を自由に後から追加できることを意味しない。[11]（第二部分第十章 3.5） [14]（10 条）

医薬品特許に関する中国の公式公表事例である（2019）最高法知行終 33 号も、証明対象の事実が当初書類に明示又は黙示され、当初書類の内在的な欠陥を補うものではないことと、提出データの証明力とを区別している。補充データを検討対象として受け入れることと、その内容により進歩性等が証明されることは別である。[17]

ここでは、引用した規定・裁判例が直接扱う化学・医薬分野と、そこから得られる一般的な実務上の示唆を区別している。化学・医薬以外の分野では補充実験データを利用できないという意味ではない。

日本でも、補充データが一律に禁止されるわけではない。進歩性については、明細書に記載された効果、又は明細書・図面から当業者が推論できる効果の主張・立証を参酌する。他方、記載もなく推論もできない新しい効果は参酌しない。[13]（3.2.1(2)）

実施可能要件とサポート要件では、出願時の技術常識を踏まえて当初から十分であったという主張を実験成績で裏付ける余地がある。しかし、当初の不足のため要件を満たしていなかった場合に、後出しの実験によって開示の穴を埋めることはできない。新規性では、公知品のパラメータを測定し、同一性の推定又は合理的な疑いに反証するためのデータが有用になり得る。[4]（3.2.1） [5]（4.2） [7]

したがって、対象論文の追加比較例・実験データに関する提案を使う場合は、①引用品との相違を示すデータ、②当初記載された効果を補強するデータ、③新しい製造手段・効果・適用範囲を初めて示すデータを区別する。③を①又は②と呼び替えても、開示不足や新規事項の問題は解消しない。[8] [11] [13]

追試の証明力を高めるには、引用例又は当初実施例を対照として再現し、試料、条件、評価法、生データ、ばらつき、評価者等を記録する。官能評価では、評価者や評価基準の変更が比較可能性を損なわないかも確認する。対象論文の歯ブラシ事例も、この点への注意を示すものであり、「自社作成の実験成績は常に不採用」という一般規則ではない。[1]（60 頁）

8. 補正・訂正：無効審判段階には重要な制度差がある

8.1 出願審査段階

中国専利法 33 条と日本特許法 17 条の 2 第 3 項は、ともに当初開示を超える補正を制限する。日本では、新たな技術的事項を導入するかが基本となる。数値範囲を狭める補正であっても、実施例の点を組み合わせて任意の範囲を作れば必ず許されるわけではない。[2] [8] [10]

日本の審査基準は、24℃と 25℃の実施例があるだけで直ちに 24〜25℃という範囲への補正が許されるわけではなく、記載全体から連続範囲の上下限等として認められるかを検討すると説明する。出願時に、広い範囲、好ましい範囲、境界値を記載し、それぞれの技術的意味を説明しておくことが重要である。[8]（3.3.1(3)）

また、2026 年 7 月の日本の改訂は、「除くクレーム」で引用発明との重なりさえ除けば新規事項にならないという誤解を解消するものである。パラメータ範囲から不都合な領域を除外する場合も、当初から把握できなかった技術的意義を新たに付加していないかを検討する必要がある。[8]（3.3.1(4)） [9]

日本では、当初開示の範囲内であることに加え、補正できる時期と、その時期に応じた要件にも注意する必要がある。特に、最後の拒絶理由通知の指定期間内、特許法 50 条の 2 の通知を伴う拒絶理由通知の指定期間内、又は拒絶査定不服審判の請求と同時にする請求項補正には、17 条の 2 第 5 項の目的要件等が適用される。限定的減縮を目的とする補正では、補正前の発明特定事項を限定し、産業上の利用分野及び解決しようとする課題の同一性を満たすことに加え、同条 6 項の独立特許要件も満たさなければならない。したがって、パラメータ範囲を狭める場合も、当初記載の根拠だけでなく、補正時期・目的と補正後の特許性を確認する。 [2]（17 条の 2 第 1・5・6 項）

8.2　無効審判段階の中国と日本

中国審査指南は、無効審判段階での変更を請求項に限定し、原則として登録請求項に含まれていない技術的特徴の追加を認めない。「さらなる限定」は、他の請求項に記載された一つ又は複数の技術的特徴を追加して範囲を狭めるものとして規定される。このため、明細書にだけ記載した好ましい範囲・構造から、無効段階で自由に限定を取り出せるとは限らない。もっとも、請求項削除、技術方案の削除、明らかな誤りの訂正等も規定されており、「一切の補正ができない」とする説明も正確でない。[11]（第四部分第三章 4.6）

中国の実施細則 73 条は、無効手続での請求項の補正を認める一方、保護範囲の拡大と明細書・図面の補正を禁止する。2026 年施行の審査指南 4.6.4 では、請求項の全文差替え頁・変更対照表の提出、同一無効手続で適時・適法な補正文が複数ある場合の最後の提出文を審査基礎とする扱いが加えられた。これは上記の補正可能な実体的範囲を日本の訂正制度と同程度に拡張する改訂ではない。[16]（73 条） [12]

日本では、特許法 126 条及び 134 条の 2 により、請求範囲の減縮等を目的として、明細書・請求項・図面の記載を根拠とする訂正が可能となる。他の登録請求項に書かれた事項だけを根拠とする制度ではない。ただし、新規事項の追加、実質的な範囲拡張・変更等は認められず、個々の記載を組み合わせた限定が許されるかも検討が必要である。[2]（126 条、134 条の 2）

無効審判係属中には別途の訂正審判を請求できず、134 条の 2 に基づく所定の指定期間内の訂正請求による。日本の方が根拠とできる記載の範囲が広いという比較はできるが、好きな時点で自由に訂正できるという意味ではない。[2]（126 条 2 項、134 条の 2 第 1 項）

この差を踏まえ、中国向けには減縮候補となる数値範囲、組成、構造、特徴の組合せを出願時の従属請求項に段階的に用意するとともに、重要な候補が登録時の請求項群にも残るよう、審査段階の補正方針を検討することが重要である。出願時に従属請求項として記載したことだけで、登録後の「さらなる限定」に利用できる根拠が常に確保されるわけではない。日本でも同じ準備は有用だが、明細書の記載を根拠とした訂正余地があるため、中国と全く同じ請求項設計だけが唯一の対策となるわけではない。[1]（61 頁） [2] [11]

8.3　製造手段の開示と製造方法による物の特定を区別する

対象論文が推奨する、パラメータを実現する加工条件・製造条件の明細書への記載は、日本でも重要である。しかし、それをそのまま物の請求項に「特定工程で製造された製品」と追加すると、プロダクト・バイ・プロセスの問題が別途生じ得る。[1]（55 頁・61–62 頁） [3]（4.3）

日本では、物の請求項に製造方法が記載される場合、出願時に物を構造又は特性で直接特定することが不可能又はおよそ実際的でないという事情が明確性の論点となる。また、新規性・進歩性は原

則として得られた物自体について判断する。明細書で作り方を詳述することと、物クレームを製造方法で限定することを区別し、必要に応じて製造方法の請求項を別に検討する。[3]（4.3.2・4.3.3）

9. 対象論文の提案を日本に適用する際に修正すべき点

性能パラメータを一律に避ける必要はない。 対象論文は、発明全体の効果を表す性能パラメータを請求項に用いることに慎重な立場を示す。日本では、性能による特定そのものが禁止されるわけではない。問題は、その性能の意味を理解できるか、その範囲の物を作れるか、課題解決を認識できる範囲に対応しているかである。性能限定を加えただけでサポート不足が自動的に解消されるとの考え方にも注意する。[1]（61 頁） [3] [4] [5]

両端の数値が常に必要とは限らない。 対象論文の上下限を明確にする提案は、上限又は下限側に課題を解決できない領域を含む場合に有用である。他方、日本では片側限定であるだけで直ちに不明確・非サポートとはならない。その表現によって範囲を理解できるか、課題解決の認識がどこまで及ぶかを別々に判断する。実施例の最大値・最小値で限定すれば常に安全というわけでもない。[1]（60 頁） [3]（2.2(5)） [4] [8]（3.3.1(3)）

パラメータを加えると常に範囲が広くなるわけではない。 同じ構造・組成要件にパラメータ要件を追加すれば、通常はその条件を満たさない物が除外される。構造等の限定をパラメータによる特定に置き換える場合には、異なる構造の物まで含み得る。対象論文の広い保護範囲に関する説明は、比較対象と、追加なのか置換なのかを明確にして理解する必要がある。[1]（61 頁） [6]（2.1）

同一品が見つからないことだけで進歩性を認めない。 対象論文の製造例に関する説明は新規性の反証に役立つが、引用例に同一の製造例がないことと、その物や範囲を容易に想到できないことは異なる。日本では、新規性を認めた後も、最適化、動機付け、阻害要因、予測困難な効果を別途検討する。[1]（62 頁） [6] [13]

無効率の上昇を日中の厳格さの比較に使わない。 対象論文の統計は、商用データベースとキーワードで抽出した中国無効事件の集計であり、論文自身も網羅性や集計の粗さに留保を付している。注記では具体的な無効事由を問わず無効件数を集計した旨も説明されている。そのため、各要件の違反が原因となった確率や、全出願の拒絶率を示すものではない。日本との条件をそろえた比較統計もないため、「中国は日本より一律に厳しい」という結論は導かない。[1]（54 頁・57 頁・62 頁注 2・3）

10. 日中共通の明細書・応答への落とし込み

10.1 明細書に確保する情報

以下は、対象論文と日本審査基準を踏まえた記載設計の例であり、全項目が全ての案件に法的に必須という意味ではない。必要な記載量は、パラメータの新規性、技術の予測可能性、請求する範囲の広さに応じて決める。[1] [3] [4] [5]

- 定義・測定：名称、単位、計算式、各変数、規格の版、採用する方式、試料状態と範囲判定を左右する条件を明確にする。
- 実現手段：原料・組成・構造・加工条件とパラメータの関係、調整手順、複数値を同時に満たす具体例を記載する。
- 範囲の根拠：広い範囲と好ましい範囲を明示し、上下限又は数式領域と課題解決の関係を説明する。

- 効果の立証：主引用例との比較、相違点の寄与を確認する比較、未測定領域へ一般化できる根拠を用意する。
- 減縮候補：中国では他の登録請求項からの限定を意識し、好ましい範囲と特徴の組合せを従属請求項に用意し、重要な候補を登録時の請求項群にも残す。

10.2　請求項・定義の記載ひな形

以下は形式を示す仮想例であり、実在する実施例や実験結果を示すものではない。α・β 等は、実際の開示と実験に基づく数値に置き換える。

> 請求項例：成分 A 及び成分 B を含み、［特定した試料状態］において［定義した測定方式］により求められるパラメータ P が、α 以上 β 以下である組成物。
>
> 定義例：P は［測定対象］について式 P＝X／Y により求める。X 及び Y の意味と単位は［各定義］とする。測定は［規格番号・適用版・採用方式］に従い、規格に選択肢がある条件は［実際に採用した条件］とする。範囲判定に用いる値は［平均値等の扱い］である。

P を規定しただけで権利化できるわけではない。明細書には、P の実現に必要な手段と、α〜β の範囲を請求できる根拠が必要である。請求項に測定手順をどこまで記載するかは、当業者が意味を一義的に理解できるかに応じて調整する。[3] [4] [5]

10.3　日本の拒絶理由への応答骨子

明確性への応答。「本願の P は当初明細書の［段落］に定義され、測定方法・条件は［段落］に記載されている。指摘された方式の選択については［規格の箇所又は出願時の技術常識］により本願の採用方式を理解でき、具体的な物が範囲内に入るかを判定できる。」という形で、当初記載と判断可能性を対応させる。[3]

新規性への応答。「引用例との同一性を疑う根拠は［具体的根拠］であるが、［原料・工程・構造等の相違］が P に影響するため、その根拠から本願範囲を満たすと推定できない。引用例を再現した［実験成績］もこの点を裏付ける。」として、合理的な疑いの根拠に直接答える。[6] [7]

進歩性への応答。「相違点は［具体的相違］であり、引用例からその選択に至る動機付けはない。［阻害要因又は予測困難な効果］が存在し、効果は当初明細書の［段落］から把握される。数値限定のみで課題が共通する場合には、範囲内外の顕著な差を［比較例］で示す。」として、事案に応じた論理付けを行う。[6] [13]

実施可能・サポートへの応答。「実施可能性については［具体的調整手段］により請求範囲の物を作り使用できる。サポートについては［実施例と技術的説明］から請求範囲まで課題解決を認識できる。提出データは当初の理解を裏付けるもので、欠落した製造手段や新しい効果を補うものではない。」と、二つの要件を分けて説明する。根拠が及ばない場合は、当初記載に基づく減縮案を併せて検討する。[4] [5] [8]

本書は一般的な制度・実務比較である。個別案件の補正、追試、権利維持の可否は、当初明細書、引用文献、拒絶理由の具体的根拠及び手続段階を確認して判断する必要がある。

参考文献

[1] 朱丹・王銘浩『中国審査実務におけるパラメータ発明に関わる拒絶理由への対応策』パテント 2026、Vol.79、No.9、51–62 頁。

[2] e-Gov 法令検索『特許法』29 条、36 条、17 条の 2、126 条、134 条の 2
https://laws.e-gov.go.jp/law/334AC0000000121

[3] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第 II 部第 2 章第 3 節 明確性要件、2.1・2.2・2.3・4.1・4.3
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0203.pdf

[4] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第 II 部第 2 章第 2 節 サポート要件、2・3
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0202.pdf

[5] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第 II 部第 1 章第 1 節 実施可能要件、2・3.1.1・3.2・4
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0101.pdf

[6] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第 III 部第 2 章第 4 節 特定の表現を有する請求項等についての取扱い、2・6
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0204.pdf

[7] 特許庁『特許・実用新案審査ハンドブック』第 III 部 3219・3220 特性等による特定と新規性・進歩性の特例
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/03.pdf

[8] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第 IV 部第 2 章 新規事項を追加する補正、2026 年 7 月版、2・3.2・3.3
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/04_0200.pdf

[9] 特許庁『審査基準の改訂について』2026 年 6 月 25 日公表、2026 年 7 月 1 日以降の審査に利用
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei2/r8_shinsa_kijun_kaitei.html

[10] 中国国家知識産権局『中華人民共和国専利法』2020 年修正、22 条・26 条・33 条
https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/23/art_97_155167.html

[11] 中国国家知識産権局『専利審査指南』2023 年版、第二部分第二章 3.2.2・第三章 3.2.5・第四章 3.2.1.1・第十章 3.5、4.3、5.3、第四部分第三章 4.6。2026 年施行の局令第 84 号と併読
https://www.cnipa.gov.cn/attach/0/%E4%B8%93%E5%88%A9%E5%AE%A1%E6%9F%A5%E6%8C%87%E5%8D%97.pdf

[12] 中国国家知識産権局・局令第 84 号『専利審査指南の改正に関する決定』2025 年公布、2026 年 1 月 1 日施行、第二部分第四章 6.4・第四部分第三章 4.6.4
https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/13/art_74_202560.html

[13] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第 III 部第 2 章第 2 節 進歩性、2026 年 7 月版、3・3.2.1
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0202.pdf

[14] 中国最高人民法院公報『専利授権・確権行政事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定 一』法釈 2020 年 8 号、2020 年 9 月 12 日施行、6 条・7 条・8 条・10 条・11 条
http://gongbao.court.gov.cn/Details/8e49174b89bf10434e616cb275e1ca.html

[15] 知的財産高等裁判所『偏光フィルムの製造法』大合議判決の公式英文要旨、2005 年 11 月 11 日、平成 17 年 行ケ 第 10042 号
https://www.courts.go.jp/ip/eng/vc-files/eng/file/summary_2005-10042.pdf

[16] 中国国家知識産権局『中華人民共和国専利法実施細則』2023 年改訂、73 条 無効手続における補正
https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_98_189197.html

[17] 中国最高人民法院知的財産法庭『補充実験データの受入れ』2024 年 5 月 24 日公表、2019 年 最高法知行終 33 号、2020 年 10 月 26 日判決
https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-3050.html